

新型コロナウイルス感染拡大に関する「緊急事態宣言」の期間延長を受けまして

積水マテリアルソリューションズ株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく「緊急事態宣言」が5月31日まで延長されたことを受けまして全拠点に勤務する社員について、在宅勤務等の体制を継続することと致します。

対象・勤務体制について

2020年5月31日までの間、東京本社をはじめ全9拠点に勤務する社員は原則、在宅勤務または自宅待機を継続致します。

誠に恐縮ではございますが受発注に関するお問合せはホームページに掲載のメールアドレス宛にいただけますようよろしくお願い申し上げます。

当社は今後も社員やお取引先様の安全を最優先に感染拡大防止に努め、政府、各自治体の行動計画に基づいた措置をとると共に適切な事業継続を図って参ります。

お取引先様におかれましては、ご不便、ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解をたまわります様、お願い申し上げます。